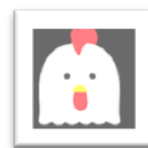


事務センターだより

March 2017
毎月5日発行
亀山市学校事務センター

今年度を締めくくる忙しい時期になってきました。様々な事務手続きや提出等については事務職員から別途お願いする×切等を期間厳守でお願いいたします

- ☆ 市内異動される方へ(正規)……教職員の負担軽減を考え学校事務センターで書類等の受け渡しはします
自身で持参する書類はありません
- ☆ 市外異動される方へ(正規)……新所属に持参する書類をお渡します。重要な書類ばかりです
紛失せず確実に新所属にご提出ください
- ☆ 退職される方へ(正規・講師等)……任用期間終了につき必要な書類を回収します(社会保険証等)
- ☆ 講師の方へ(期付・臨時)……任用期間が14日以上空く等特別な状況にない限り社会保険
証は継続して使用できます(回収もしません)



※上記事務手続きをすみやかにおこなうため出張休暇等の服務関係はなるべく早くに提出ください
(出張や休暇等が確実に提出されないと出勤簿整理が出来ず、異動者に必要な書類が渡せません)

家族の状況変化にご注意を！！

進学や就職また退職や転勤等でいろいろな変化の多い季節です。状況の変化についてはお知らせいただかないと分かりません。職員の不利益になることだけは避けたいので漏れのないように手続きをしてください。以下はあくまで主なものですが……

- ・子どもが就職した、または進学等にともない別居した
- ・配偶者が退職又は就職した
- ・異動等による住所移転、および借家を借りた又は退去
- ・その他、三手当や保険証等に係る状況の変化

これどう？と思う場合も事前に事務職員に相談を

☆3月分旅費について

年度末のため県教委の×切が特に早くなるのが予想されます。また人事異動があるため3月末までの出張を早期に確定させ学校事務センターにおいて点検を経た後、3月末までに旅費請求書に異動者の押印をもらわねばなりません。そのため×切を決めましたのでご協力ください

旅費×切

文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助金

1年度に上限12000円まで請求可能です。請求漏れはありませんか？請求漏れの方は3月24日までに事務職員を通じて学校事務センターへ提出ください。まとめて送付します。以降は各自で郵送してもらうこととなりますのでよろしくお願いします

特殊勤務実績簿について

3月分は**3月24日(金)午前中**締切厳守

年度末のため県教委のシステム入力×切が早くなっています。事務処理入力がスムーズに進むよう見込で作成し提出期限についてご協力ください。また支給は4月給与になります

☆☆☆☆☆☆☆☆

3/31までの旅費登録と精算⇒**3/16(木)**×切厳守
突発的な出張の登録と精算⇒**3/22(水)**×切厳守
不備による再精算⇒至急お願いします
3/23以降に分かった出張は事務職員に相談を

